



県 章

滋賀県公報

令和8年(2026年)

2月3日

第687号

火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

※滋賀県屋外広告業者登録簿等閲覧規程の一部改正 (都市計画課)	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課)	1
都市計画法に基づく公聴会の開催 (都市計画課)	1
滋賀県税の公金収納事務の委託 (管理課)	3

○ 公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告 (中小企業支援課)	4
大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課)	4
県営土地改良事業変更計画決定公告 (耕地課、農村振興課)	5
令和8年経営事項審査実施公告 (監理課)	6

告 示

滋賀県告示第58号

滋賀県屋外広告業者登録簿等閲覧規程(平成17年滋賀県告示第463号)の一部を次のように改正する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月大造

第3条第2号中「9時から17時」を「午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時」に改める。

付 則

この告示は、令和8年2月3日から施行する。

滋賀県告示第59号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
児童発達支援「えうれか」	草津市南草津 プリムタウン 二丁目15番7	社会福祉法人 モンチ優愛会	湖南市菩提寺 東三丁目8番 8号	児童発達支援 保育所等訪問支援	令和8.2.1	2550600643
放課後等デイサービス m o k u m e 守山勝部	守山市勝部二 丁目1-55	合同会社E z a a	守山市石田町 2番7号	放課後等デイサー ビス	令和8.2.1	2550700427

滋賀県告示第60号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号)以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 日時 令和8年2月20日(金)午後1時から
- 2 場所 甲賀市まちづくり活動センターまる一む多目的室2 甲賀市水口町水口6009番地1
- 3 都市計画の案の概要

- (1) 都市計画区域の範囲 甲賀市の一部
- (2) 甲賀都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針
- (3) 甲賀都市計画 区域区分の変更

市町名	市街化区域の面積	
	変更前	変更後
甲賀市	約1,559ヘクタール	約1,594ヘクタール

- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することができる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期間 令和8年2月3日(火)から令和8年2月13日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和8年2月13日(金)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものと有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。
 - (4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。
 - (5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 甲賀市建設部都市計画課 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

なお、案の全文については、令和8年2月3日から令和8年2月13日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/348051.html>)でも閲覧することができる。
- 5 その他 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

滋賀県告示第61号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 日時 令和8年2月20日(金)午後2時30分から
- 2 場所 甲賀市まちづくり活動センターまる一む多目的室2 甲賀市水口町水口6009番地1
- 3 都市計画の案の概要
 - (1) 都市計画区域の範囲 甲賀市の一部
 - (2) 土山都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更
 - ア 都市計画の目標
 - イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針
 - ウ 主要な都市計画の方針
- 4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。
 - (1) 書面を提出することができる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者
 - (2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。
 - (3) 書面の提出期間 令和8年2月3日(火)から令和8年2月13日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和8年2月13日(金)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものと有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

(4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

(5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市建設部都市計画課 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

なお、案の全文については、令和8年2月3日から令和8年2月13日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/348065.html>)でも閲覧することができる。

5 その他 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

滋賀県告示第62号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項および滋賀県都市計画公聴会規則(昭和44年滋賀県規則第62号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 日時 令和8年2月20日(金)午後4時から

2 場所 甲賀市まちづくり活動センターまる一む多目的室2 甲賀市水口町水口6009番地1

3 都市計画の案の概要

(1) 都市計画区域の範囲 甲賀市の一部

(2) 信楽高原都市計画 都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更

ア 都市計画の目標

イ 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

ウ 主要な都市計画の方針

4 公述の申出 規則第5条第1項の規定により公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより書面を知事に提出しなければならない。

(1) 書面を提出することのできる者 3(1)に示す市の区域内に住所を有する者

(2) 提出する書面の内容 住所、氏名、年齢、電話番号および意見の要旨を記載すること。

(3) 書面の提出期間 令和8年2月3日(火)から令和8年2月13日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和8年2月13日(金)までに(5)に掲げる提出先のいずれかに到着したものと有効とする。

なお、上記書面の提出がない場合は、公聴会を中止する。

(4) 公述人の選定 規則第6条の規定に基づき、書面を提出した者のうちから知事が公述人を定め、その旨を本人宛て通知する。

(5) 書面の提出先および案の全文の閲覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

甲賀市建設部都市計画課 〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地

なお、案の全文については、令和8年2月3日から令和8年2月13日までの間、滋賀県のホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/348072.html>)でも閲覧することができる。

5 その他 会場の席には限りがあるので、先着順とする。満席の時は入場を断ることがある。

滋賀県告示第63号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、滋賀県税(証紙によって納付する自動車税、自動車取得税および狩猟税を除く。)の公金収納事務を次のとおり委託した。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称 株式会社ゆうちょ銀行

2 指定公金事務取扱者の住所または事務所の所在地 東京都千代田区大手町二丁目3番1号

3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等または歳出の種類 滋賀県税(証紙によって納付する自動車税、自動車取得税および狩猟税を除く。)

4 指定公金事務取扱者の指定をした日 令和8年1月1日

5 指定公金事務取扱者に当該委託をした日 令和8年1月1日

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があつたので公告する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 クロスモール近江八幡 近江八幡市土田町1357番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 オリックス不動産株式会社 代表取締役 北村達也 東京都港区浜松町二丁目3番1号 ほか3者
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 コーナン商事株式会社 代表取締役 斎田直太郎 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1 ほか5者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 令和8年9月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 9,982平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 459台
- 7 駐輪場の収容台数 39台
- 8 荷さばき施設の面積 228.0平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 58.7立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 6時30分から21時45分まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時から22時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 14 届出年月日 令和8年1月21日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号 近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市桜宮町236番地
 - (2) 縦覧期間 令和8年2月3日から令和8年6月3日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和8年6月3日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に關し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があつたので公告する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マツヤスーパー大津美崎店 大津市美崎町字萱海道381番1ほか
- 2 変更した事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社マツヤスーパー 代表取締役 中山保彦 京都府京都市山科区西野山中鳥井町63番地 株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町一丁目38番地の1
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社マツヤスーパー 代表取締役 中山保彦 京都府京都市山科区西野山中鳥井町63番地 ほか5者
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社

- マツヤスーパー 代表取締役 中山博雄 京都府京都市山科区竹鼻地蔵寺南町9番地1 株式会社サンドラッグ 代表取締役 貞方宏司 東京都府中市若松町一丁目38番地の1
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社マツヤスーパー 代表取締役 中山博雄 京都府京都市山科区竹鼻地蔵寺南町9番地1 ほか5者
3 変更年月日 アについては平成25年4月12日ほか、イについては平成24年5月18日ほか
4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者および住所の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の住所等の変更および入退店のため
5 届出年月日 令和8年1月21日
6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
(1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
(2) 縦覧期間 令和8年2月3日から令和8年6月3日まで
7 意見書の提出期限および提出先
(1) 提出期限 令和8年6月3日
(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マツヤスーパー大津美崎店 大津市美崎町字萱海道381番1ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社マツヤスーパー 代表取締役 中山博雄 京都府京都市山科区竹鼻地蔵寺南町9番地1 株式会社サン德拉ッグ 代表取締役 貞方宏司 東京都府中市若松町一丁目38番地の1
3 変更しようとする事項
(1) 変更前
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前9時から翌午前0時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌午前0時30分まで
(2) 変更後
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前8時から翌午前0時まで
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前7時45分から翌午前0時30分まで
4 変更年月日 令和8年2月27日
5 変更の理由 消費者の利便性向上のため
6 届出年月日 令和8年1月21日
7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
(1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
(2) 縦覧期間 令和8年2月3日から令和8年6月3日まで
8 意見書の提出期限および提出先
(1) 提出期限 令和8年6月3日
(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営芹川承水路地区土地改良事業(農山漁村地域整備交付金)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和8年1月27日に変更したので、同条第6項において準用する同法

第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 縦覧に供する書類 県営芹川承水路地区土地改良事業（農山漁村地域整備交付金）変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課、彦根市産業部農林水産課および多賀町役場産業環境課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/348185.html>)でも閲覧することができる。
- 3 縦覧期間 令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年3月23日までに審査請求をすることができる。

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営芹川地区土地改良事業（ため池等整備事業）については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和8年2月3日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 縦覧に供する書類 県営芹川地区土地改良事業（ため池等整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖東農業農村振興事務所田園振興課、彦根市産業部農林水産課および多賀町産業環境課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/348191.html>)でも閲覧することができる。
- 3 縦覧期間 令和8年2月3日から令和8年3月5日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年3月23日までに審査請求をすることができる。

令和8年経営事項審査実施公告

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法等を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和8年2月3日

滋賀県知事 三日月大造

- 1 書面による申請に係る申請日および受付場所
 - (1) 書面による申請に係る受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
 - (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者（個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。）は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から令和8年5月21日（木）までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
 - (3) 組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。
- 2 書面による申請に係る受付方法
 - (1) 令和7年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月（決算月）ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
 - (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者（個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。）、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。
 - (3) 組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。
予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。
専用電話番号 077-527-5678

電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり（閉庁日を除く。）とする。

(4) (1)により受付日時および場所を指定された者が、経営事項審査電子申請システム（以下「システム」という。）を利用して経営事項審査申請をしようとする場合は、(3)の専用電話番号に連絡し、指定された受付日時および場所を取り消すこと。

3 システムによる申請に係る申請日および受付方法

(1) システムを利用して経営事項審査申請をする者は、システムが稼働している日および時間において、システム上で申請すること。

(2) 組織変更および承継をした者については、1(3)および2(3)に定めるところにより、書面による申請を行うこと。

4 公告に関する問合せ先 滋賀県土木交通部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4114

別表 令和8年経営事項審査申請受付時期（対象：令和7年10月～令和7年12月決算法人、個人事業者）

審査対象者所在市・郡	法人個人	審査基準月(決算月)	申 請 日	受 付 場 所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話予約受付期間（閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
大津市	法人	令和7年10月	令和8年3月5日(木)	大津合同庁舎3階3A会議室	令和8年2月5日(木)～令和8年2月26日(木)
		11月、12月	令和8年4月16日(木)、17日(金)		令和8年3月16日(月)～令和8年4月10日(金)
	個人		令和8年5月21日(木)		令和8年4月21日(火)～令和8年5月14日(木)
草津市	法人	令和7年10月	令和8年3月5日(木)	大津合同庁舎3階3A会議室	令和8年2月5日(木)～令和8年2月26日(木)
		11月、12月	令和8年4月16日(木)、17日(金)		令和8年3月16日(月)～令和8年4月10日(金)
	個人		令和8年5月8日(金)		令和8年4月8日(水)～令和8年5月1日(金)
守山市	法人	令和7年10月	令和8年3月4日(水)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和8年2月4日(水)～令和8年2月25日(水)
		11月、12月	令和8年4月14日(火)		令和8年3月16日(月)～令和8年4月7日(火)
	個人		令和8年5月14日(木)		令和8年4月14日(火)～令和8年5月7日(木)
栗東市	法人	令和7年10月	令和8年3月4日(水)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和8年2月4日(水)～令和8年2月25日(水)
		11月、12月	令和8年4月14日(火)		令和8年3月16日(月)～令和8年4月7日(火)
	個人		令和8年5月19日(火)、20(水)		令和8年4月20日(月)～令和8年5月13日(水)
野洲市	法人	令和7年10月	令和8年3月4日(水)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和8年2月6日(金)～令和8年2月27日(金)
		11月、12月	令和8年4月14日(火)		令和8年3月16日(月)～令和8年4月7日(火)
	個人		令和8年5月19日(火)、20(水)		令和8年4月20日(月)～令和8年5月13日(水)
甲賀市	法人	令和7年10月	令和8年3月6日(金)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和8年2月6日(金)～令和8年2月27日(金)
		11月、12月	令和8年4月15日(水)		令和8年3月16日(月)～令和8年4月9日(木)
	個人		令和8年5月12日(火)、13日(水)		令和8年4月13日(月)～令和8年5月7日(木)
湖東市	法人	令和7年10月	令和8年3月6日(金)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和8年2月6日(金)～令和8年2月27日(金)
		11月、12月	令和8年4月15日(水)		令和8年3月16日(月)～令和8年4月8日(水)
	個人		令和8年5月15日(金)、18日(月)		令和8年4月15日(水)～令和8年5月11日(月)
近江八幡市	法人	令和7年10月	令和8年3月6日(金)	木之本合同庁舎1階会議室	令和8年2月6日(金)～令和8年2月27日(金)
		11月、12月	令和8年4月15日(水)		令和8年3月16日(月)～令和8年4月8日(水)
	個人		令和8年5月11日(月)		令和8年4月13日(月)～令和8年5月7日(木)
近江市	法人	令和7年10月	令和8年3月5日(木)	大津合同庁舎3階3A会議室	令和8年2月5日(木)～令和8年2月26日(木)
		11月、12月	令和8年4月16日(木)、17日(金)		令和8年3月16日(月)～令和8年4月10日(金)
	個人		令和8年5月7日(木)		令和8年4月7日(火)～令和8年4月30日(木)